

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催 …………… 1
- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」に係る保育対策総合支援事業費補助金の各種実施要綱が順次発出 …………… 2
- ・子供の未来応援基金による支援対象団体の公募について …………… 3
- ・全国社会福祉協議会 『社会福祉法人広報強化セミナー』開催のお知らせ …………… 4

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催

平成 28 年 7 月 8 日、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課は、都道府県・指定都市・中核市行政を対象とする標記説明会を開催しました。

説明会では、概ねこれまで示されてきた通知等について説明がありました（資料は、厚生労働省ホームページ掲載の内容をご参照ください）。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>)

今般新たに「社会福祉法人制度改革の施行に向けた準備進捗状況調査について」が示され、以下枠内のとおり、改正法の施行日までに全法人の手続きが完了することを目的として実施されます。

対応の必要な法人におかれましては、別添説明会資料 7 ページに記載の「社会福祉法人改革の施行スケジュールについて」を踏まえ、施行日までの諸手続きをお進めください。

社会福祉法人制度改革の施行に向けた準備進捗状況調査について

< 1. 調査概要 >

【対象】全国の社会福祉法人

【目的】所轄庁等において法の施行準備状況を把握することにより、施行日までに全法人の手続きが完了することを目的とする。

【手法】都道府県、所轄庁を通じて実施

【内容】定款変更手続きの状況、新評議員選任等の準備状況等に係る項目を設定

< 2. 調査スケジュール（予定） >

第 1 回	第 2 回
H28 年 11 月末頃	H29 年 1 月末頃

「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」に係る 保育対策総合支援事業費補助金の各種実施要綱が順次発出

厚生労働省は、平成 28 年 7 月 4 日付で「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」の各種事項について、保育対策総合支援事業費補助金の実施要綱を発出しました。

今般発出の実施要綱及び事業内容等は以下枠内の通りです。詳細は別添の実施要綱等をご参照ください。今後、残りの実施要綱が発出されましたら、あらためて周知いたします。

1. 【新規】保育所等改修費等支援事業の実施について

- 事業内容 (1) 賃貸物件による保育所改修費等 (2) 小規模保育改修費等
- (3) 認可化移行改修費等 (4) 家庭的保育改修費等
- (5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

2. 【新規】保育所設置促進事業の実施について

○事業内容

保育所等の設置にあたり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）を補助する。（ただし、保育所等の施設整備を行う場合に限る。）

3. 【改正】「民有地マッチング事業の実施について」の一部改正について

○事業内容（追加）

(2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4. 【改正】「保育環境改善等事業の実施について」の一部改正について

○事業内容（追加）

(2) 環境改善事業

④ 緊急一時預かり推進事業「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4. 対象事業の制限

(7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

・「広域的保育所等利用事業の実施について」の一部改正について

○事業の目的（改正）

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の (1) ～ (10) の施設・

事業（以下「保育所等」という。）の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下、同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- (8) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）
- (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

○事業内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の (1) 及び (2) に掲げる経費について補助を行うものである。

- (1) こども送迎センター事業
- (2) 代替屋外遊戯場送迎事業

子供の未来応援基金による支援対象団体の公募について

昨年 10 月より、子供の貧困対策のための官公民の連携・協働プロジェクト、子供の未来応援国民運動が始動し、その事業の一環として、「子供の未来応援基金*」が創設されました。

この度、当該基金による支援金の交付対象となる NPO 等民間団体が 6 月 27 日から 7 月 29 日までの期間で公募されています。

対象には、町内会や自治会など、法人格のない任意団体も含まれます。

公募の詳細は、別添の公募チラシ及び以下 URL（日本財団ホームページ）に掲載の内容をご参照ください。

○日本財団ホームページ

「子供の未来応援基金」2016 年度 未来応援ネットワーク事業

http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/programs/children_future/

*「子供の未来応援基金」…貧困の状況にある子供たちのために何かをしたいという思いを結集し、子供たちを支える応援のネットワークを築いていくため、貧困の状況にある子供等に寄り添って草の根で支援を行っている NPO 等に対して支援金を交付予定。

全国社会福祉協議会『社会福祉法人広報強化セミナー』 開催のお知らせ

全国保育協議会では、平成 28 年度の会報『ぜんほきょう』で、「見直そう、あなたの園の情報発信」をテーマとした連載をおこなっています。

9 月 5～6 日の 2 日間、全国社会福祉協議会では、上記連載の筆者である田園調布学園大学教授の村井祐一氏を講師に、「社会福祉法人広報強化セミナー」を開催します。

本セミナーでは、自法人の社会的使命にもとづく経営戦略はいかにあるべきか、その実践過程を地域社会、住民へ発信していく広報の意義と展開について講義・演習を通して考察します。

また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人が社会的使命として取り組む経営戦略のあり方、広報の意義等についての講義も展開します。

プログラム・申込方法等の詳細は、下記ホームページをご参照ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20160615_seminar02.pdf

【主催】全国社会福祉協議会・政策企画部広報室

【日程】平成 28 年 9 月 5 日（月）～9 月 6 日（火）

【対象】都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設で
広報活動を担当するリーダー等

【内容及び講師】

○実践報告 「社会福祉法人の本質と経営戦略～地域公益活動の意義～」

全国社会福祉法人経営者協議会 地域公益活動推進委員長
社会福祉法人中心会 理事長 浦野正男 氏

○講義・演習 「社協、社会福祉法人・福祉施設の経営戦略と広報(仮)」

< I 社協職員コース >

東海大学 文学部 広報メディア学科 教授 河井孝仁 氏

< II 施設職員コース >

田園調布学園大学 社会福祉学科 教授 村井祐一 氏

【定員】100 名

【参加費】10,000 円(旅費・宿泊費は別途)

【締切】平成 28 年 8 月 15 日(月) ※定員に達し次第締め切ります。